

平成 22 年度

# 財政援助団体監査報告書

狛江市商工会  
市民生活部 地域活性課

狛江市監査委員

# 平成 22 年度財政援助団体監査報告書

## 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

## 第 2 監査の対象

団 体 狛江市商工会  
所 管 課 市民生活部 地域活性課

## 第 3 監査の範囲

平成 20 年度、平成 21 年度及び平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までの事務事業の執行状況

## 第 4 監査の主眼及び方法

財政援助団体及び所管課における補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、次の事項を主眼とし、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。

### 1 所管課

- (1) 補助金の目的、基準は規則等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告書でなされているか、また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

### 2 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

## 第 5 監査の期間

平成 22 年 10 月 1 日から平成 22 年 12 月 17 日  
[ 監査の実施日 : 平成 22 年 11 月 8 日 ]

## 第6 団体の概要

- (1) 名称 狛江市商工会
- (2) 東京都知事認可 昭和 36 年 11 月 20 日
- (3) 所在地 狛江市東和泉一丁目 3 番 18 号
- (4) 目的 地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (5) 事業

- ① 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- ② 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ③ 商工業に関する調査研究を行うこと。
- ④ 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- ⑤ 展示会、共進会を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
- ⑥ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること、前払い式証票の発行業務を行うこと。
- ⑦ 東京都商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- ⑧ 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- ⑨ 全国商工会会員福祉共済事業を行うこと。
- ⑩ 輸出品の原産地証明を行うこと。
- ⑪ 商工会としての意見を公表し、これを国会行政庁等に具申し、又は建議すること。
- ⑫ 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- ⑬ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- ⑭ 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む)を処理すること。
- ⑮ 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- ⑯ 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

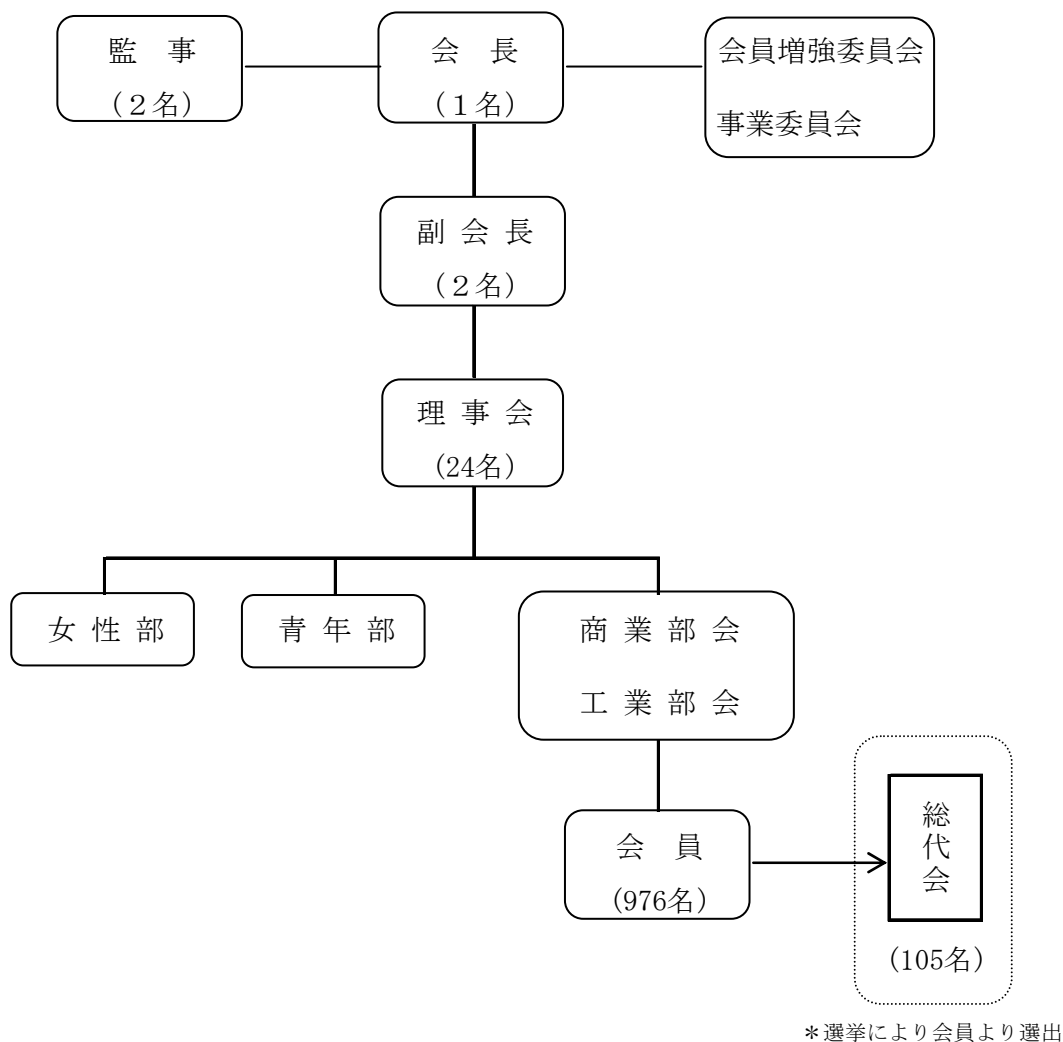
### (6) 役員

会長	1 人
副会長	2 人
理事	24 人
監事	2 人

(7) 組織図

狛江市商工会

(平成 22 年 3 月 31 日現在)



(8) 事務局

参事 1人、事務局長 1人、支援課長 1人、経営指導員 2人、  
記帳専任職員 1人、業務支援員 1人、臨時職員 1人

(9) 市との関係

商工業者の安定的な事業運営とともに地域経済の活性化を図るため、公益法人狛江市商工会に対する補助の基準、狛江市内共通商品券事業補助金交付要綱、第2回狛江市内共通商品券事業補助金交付要綱、狛江市定額給付金市内消費促進イベント事業補助金交付要綱、狛江市内小規模事業者等利用促進イベント事業補助金交付要綱及び狛江市補助金等交付規則に基づき補助している。

(10) 補助金の状況

補助金の交付状況は以下のとおりである。

【狛江市商工会運営管理等補助金】

平成 21 年度分

(単位:円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
商工業の経営改善普及事業	2,859,000	2,859,000	2,859,000	0
運営管理に関する経費	7,037,000	7,037,000	7,017,895	19,105
合 計	9,896,000	9,896,000	9,876,895	19,105

交付申請年月日 平成 21 年 4 月 2 日

交付決定年月日 平成 21 年 4 月 9 日

交付確定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

返還金は、平成 22 年 5 月 28 日に返還されている。

(単位:円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
地域総合事業	750,000	750,000	750,000	0
合 計	750,000	750,000	750,000	0

交付申請年月日 平成 21 年 6 月 1 日

交付決定年月日 平成 21 年 6 月 3 日

交付確定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

平成 22 年度分

(単位:円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
商工業の経営改善普及事業	2,569,000	2,569,000	—	—
運営管理に関する経費	6,990,000	6,990,000	—	—
合 計	9,559,000	9,559,000	—	—

交付申請年月日 平成 22 年 4 月 2 日

交付決定年月日 平成 22 年 4 月 27 日

(単位:円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
地域総合事業	750,000	750,000	—	—
合 計	750,000	750,000	—	—

交付申請年月日 平成 22 年 6 月 11 日

交付決定年月日 平成 22 年 6 月 14 日

【狛江市内共通商品券事業補助金】

平成 20 年度分

(単位:円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
商品券換金経費	10,000,000	10,000,000	0	0
商品券事業運営経費	5,000,000	5,000,000	171,316	0
合 計	15,000,000	15,000,000	171,316	0

交付申請年月日 平成 21 年 2 月 26 日

交付決定年月日 平成 21 年 3 月 26 日

交付確定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

平成 21 年度分 (繰越明許費)

(単位:円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
商品券換金経費	10,000,000	10,000,000	9,990,000	10,000
商品券事業運営経費	4,828,684	4,828,684	4,828,684	0
合 計	14,828,684	14,828,684	14,818,684	10,000

交付申請年月日 平成 21 年 4 月 1 日

交付決定年月日 平成 21 年 4 月 28 日

交付確定年月日 平成 21 年 9 月 28 日

返還金は、平成 21 年 10 月 7 日に返還されている。

【第 2 回狛江市内共通商品券事業補助金】

平成 21 年度分

(単位:円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
商品券換金経費	10,000,000	10,000,000	9,973,000	27,000
商品券事業運営経費	5,000,000	5,000,000	4,840,189	159,811
合 計	15,000,000	15,000,000	14,813,189	186,811

交付申請年月日 平成 21 年 10 月 2 日

交付決定年月日 平成 21 年 10 月 15 日

交付確定年月日 平成 22 年 3 月 26 日

返還金は、平成 22 年 4 月 5 日に返還されている。

【狛江市定額給付金市内消費促進イベント事業補助金】

平成 20 年度分

(単位:円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
イベント事業経費	3,000,000	3,000,000	0	0

交付申請年月日 平成 21 年 2 月 26 日

交付決定年月日 平成 21 年 3 月 26 日

交付確定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

平成 21 年度分 (繰越明許費)

(単位:円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
イベント事業経費	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0

交付申請年月日 平成 21 年 4 月 1 日

交付決定年月日 平成 21 年 4 月 28 日

交付確定年月日 平成 21 年 9 月 28 日

【狛江市内小規模事業者等利用促進イベント事業補助金】

平成 21 年度分

(単位:円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
イベント事業経費	3,000,000	3,000,000	2,527,766	472,234

交付申請年月日 平成 21 年 10 月 2 日

交付決定年月日 平成 21 年 10 月 15 日

交付確定年月日 平成 22 年 3 月 26 日

返還金は、平成 22 年 4 月 5 日に返還されている。

## 第7 監査の結果

狛江市商工会及び市民生活部地域活性課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。その結果を以下に述べる。

狛江市商工会は、商工会法に基づき経済産業大臣の認可を受け、昭和36年11月に設立され、地域内における商工業者の総合的な経済振興を図るための諸活動、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的として、幅広い活動を行っている。

昨今、日本経済が不安定な状況で、商工業者を取り巻く経営環境が厳しい状況のなか、狛江市商工会では経営改善普及事業として、経営指導員等により経営・金融・税務・経理・労働等の相談指導に積極的に取り組んでいる。

平成21年度においては、狛江市内共通商品券事業を実施することにより、地域経済の活性化につなげるために事業を展開した。

これからも地域に根付いた商工会として、地域内の商工業者を応援し、それぞれの事業の発展や地域経済の発展のために総合的な活動を行い、商工業の振興のため努めていただきたい。

また、商工会の会員はさまざまな業種の事業者等が加入されているものの、加入している事業者の割合(組織率)がここ数年減少傾向にあり、会員増強委員会等により未加入事業者に加入の勧奨を行っているが、さらなる会員加入の勧奨に努めていただけるようお願いするものである。

なお、狛江市商工会においては、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、適正に処理されているものと認められ、特に指摘する事項はない。

次に、地域活性課においては、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められるものの、改善が望まれる事項及び意見等は次のとおりである。

- (1) 平成21年度・平成22年度の「狛江市商工会運営管理等補助金」、平成20年度・平成21年度の「狛江市内共通商品券事業補助金」及び「狛江市定額給付金市内消費促進イベント事業補助金」、平成21年度の「狛江市内小規模事業者等利用促進イベント事業補助金」の補助金交付申請書等の関係書類及びそれらに伴う起案書において、補助金の名称及び記載内容等が誤って記載されている例が見受けられた。補助金の適正な事務処理のために、狛江市補助金等交付規則及び関係する要綱などに則り、補助金の交付に係る一連の事務処理について統一を図り、補助金を交付されるよう努めていただきたい。

(2) 狛江市商工会において、加入している事業者の割合(組織率)がここ数年減少傾向にあり、会員増強委員会等により未加入事業者の加入の勧奨に努めているが、狛江市としても会員加入推進のための指導、助言を行うなど、適切に対応されるよう努めていただきたい。